第６号様式

**身体障害者診断書・意見書（小腸機能障害用）**

総括表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | | | 年　　月　　日生（　　　）歳 | | 男・女 |
| 住　所　船橋市 | | | | | |
| ① 障害名（部位を明記） | | | | | |
| ② 原因となった疾病・外傷名 | | | | 交通　労災　その他の事故　戦傷　戦災  自然災害　疾病　先天性　その他（ 　　　）  ※上記のいずれかを必ず選択してください | |
| ③ 疾病・外傷発生年月日　　　　　　年　　月　　日・場所 | | | | | |
| ④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）  障害固定又は障害確定（推定）　　　年　　月　　日  ※診断日以前の日付をご記入ください | | | | | |
| ⑤ 総合所見  〔将来再認定：　要 ・ 不要 〕　要の場合  再認定の理由（重度化・軽度化）  再認定の時期（　　　年　　月）  ※診断日から１年以上５年以内の期間でご記入ください | | | | | |
| ⑥ その他参考となる合併症状 | | | | | |
| 上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。  　　　　年　　月　　日 | | | | | |
|  | | 病院又は診療所の名称  所　 　 　在　　　 地  担当診療科名　　 　科　医師氏名 | | | |
| 身体障害者福祉法第15条第３項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕  障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に  　　　　　　　　 ・該当する　（　　 級相当）  　　　　　　　　 ・該当しない | | | | | |
| 注 | １　障害名には、現在起こっている障害、例えば両耳ろう、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、先天性難聴、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。  ２　「障害の状態及び所見を記載した書面」（別様式）を添付してください。  ３　歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。  ４　障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて問い合わせする場合があります。  身体障害者福祉法第１５条第１項に規定する指定医師の診断を受けてください | | | | |

　小腸の機能障害の状態及び所見

|  |
| --- |
| 3367 身長　　　　　㎝ 体重　　　　　㎏ 体重減少率　　　　％  （観察期間　　　　　　　）  　１　小腸切除の場合  　　(1) 手術所見： ・切除小腸の部位 長さ 　　㎝  　　　 ・残存小腸の部位 長さ 　　㎝  ＜手術施行医療機関名 　　　 （できれば手術記録の写を添付する）＞  　　(2) 小腸造影所見（(1)が不明のとき）－（小腸造影の写を添付する）  　　　　推定残存小腸の長さ・その他の所見  　２　小腸疾患の場合  　病変部位・範囲・その他の参考となる所見  　　注　１及び２が併存する場合は、その旨を併記すること。    〔参考図示〕    ３　栄養維持の方法（該当項目に○をする。）  　　①　中心静脈栄養法：  ・　開始日　　　　　　年　　　月　　　日  ・　カテーテル留置部位  ・　装具の種類   * 最近６箇月間の実施状況　（最近６箇月間に　　　　日間）   ・　療法の連続性　 （ 持続的 ・ 間欠的 ）  ・　熱量　 （１日当たり Kcal） |
|  | ②　経腸栄養法：  ・　開始日　　　　　　年　　　月　　　日  ・　カテーテル留置部位  ・　装具の種類   * 最近６箇月間の実施状況　（最近６箇月間に　　　　日間）   ・　療法の連続性　 （ 持続的 ・ 間欠的 ）  ・　熱量　 （１日当たり Kcal）  ③　経 口 摂 取：  ・　摂取の状態　　（普通食　　軟食　　流動食　　低残食）  ・　摂取量　　 （普通量　　中等量　　少量）  ４　便の性状：（下痢、軟便、正常）　　排便回数（１日　　　回）  ５　検査所見（測定日　　　　　年　　　月　　　日）  赤血球数 ／mm3 血色素量 g／dl  血清総濃度 g／dl 血清アルブミン濃度 g／dl  血清総ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ濃度 mg／dl 中性脂肪 mg／dl  血清ナトリウム濃度 mEq／ｌ 血清カリウム濃度 mEq／ｌ  血清クロール濃度 mEq／ｌ 血清マグネシウム濃度 mEq／ｌ  血清カルシウム濃度 mEq／ｌ |  |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|

注

１　手術時の残存腸管の長さは、腸間膜付着部の距離をいう。

２　中心静脈栄養法及び経腸栄養法による１日当たり熱量は、１週間の平均値による

ものとする。

３　「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。

４　小腸切除（等級表１級又は３級に該当する大量切除の場合を除く。）又は小腸疾

　　患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。

５　障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもつて行うものとし、それ

　　以外の小腸機能障害の場合は６箇月の観察期間を経て行うものとする。